

BFRトレーナーズ協会

会員規程

第1章 総 則

(本規定の意義)

第1条 この規程は、BFRトレーナーズ協会（以下、協会という）が認定するBFRトレーナーの指導の内容や役割の適正化と向上をはかるために、その登録手続き、更新手続き、指導内容（業務内容）および懲戒処分などについて規定する。

(BFRトレーナーの目的)

第2条 BFRトレーナーは、顧客に対し、BFRトレーニングベルトに関する説明、BFRトレーニングベルトを用いたトレーニングについての助言・指導を行うことにより、トレーニング成果の向上と効率を促し、もってその適正化および活性化を図ることをその制度の目的とする。

(BFRトレーナーの倫理)

第3条 BFRトレーナーの遵守すべき倫理規定については、別途特別委員会によって定める。

(用語の定義)

第4条 本規定および倫理規定を通じて、用いられる用語の定義は以下のとおりとする。

- ① 当協会：BFRトレーナーズ協会をいう。
- ② 会員：当協会の会員をいう。
- ③ 顧客（クライアント）：BFRベルトによる健康推進、スポーツ技術の向上、体力の向上を目的とし、BFRトレーナーの指導を希望する顧客をいう。
- ④ BFRトレーナー：第6条に従って、当協会が認定するBFRトレーナーとしての認定を受け、BFRトレーナーとしての指導（業務）を行う。
- ⑤ 登録者証：第6条に従って特別委員会が発行するBFRトレーナー登録者をいう。
- ⑥ トレーニング指導（業務）：BFRトレーナーとして顧客（クライアント）に行う指導（業務）をいう。
- ⑦ 特別委員会：当協会に設置される「BFRトレーナー特別委員会」をいう。
- ⑧ 養成講座：特別委員会の実施する「BFRトレーナー養成講座」をいう。

(BFRトレーナーの指導(業務))

第5条 BFRトレーナーは、BFRトレーニングについての専門的な知識に基づいて、顧客(クライアント)に対してBFRベルトとそれを使用したトレーニングに関する適切な助言を与え、顧客の求めるトレーニング成果を得るまでの全てにおいて補佐することを業務とする。

(登録手続き)

第6条

- 1、特別委員会の実施する養成講座を受講し、修了したと認められる者は特別委員会に対してBFRトレーナーの登録を申請することができる。
- 2、養成講座を受講できる者は、以下の者(但し、自然人に限る)とする。
 - ① 当協会の会員
 - ② 当協会の推薦する者
 - ③ その他一般顧客を含む特別委員会が受講資格を認めた者
- 3、特別委員会によるBFRトレーナーの登録を受けていない者は、当協会認定BFRトレーナーの名称を使用することができない。

(更新手続き)

第7条

- 1、BFRトレーナーの登録は、登録日より1年間有効とする。
- 2、BFRトレーナーは、登録の有効期限のうちに、特別委員会が実施または指定する講習(以下、「継続講習」という)を受講しなければならない。
- 3、BFRトレーナーの登録機関の満了にあたっては、期間満了の2か月前から、特別委員会に対して、BFRトレーナー登録を申請することができる。
- 4、継続講習を受講していない者は、BFRトレーナーの登録を更新することができない。
- 5、特別委員会は第4項の例により、BFRトレーナーの登録更新を拒絶することができる。
- 6、BFRトレーナーの登録更新を拒絶されたものは、特別委員会に対し、速やかに第8条に基づいて交付される登録者証を返還しなければならない。

(BFRトレーナーの登録者証の交付)

第8条

- 1、特別委員会は、BFRトレーナーに対し、BFRトレーナー登録者証を発行する。
- 2、登録者証には、BFRトレーナーの登録番号・氏名・登録年月日、有効期限等を記載する。
- 3、BFRトレーナーはBFRトレーナーの指導(業務)を行うに際して、顧客(クライアント)に対し、必要に応じて登録者証を適宜しめさなければならない。
- 4、BFRトレーナーは登録者証に記載された事項に移動を生じたとき、または登録者証を紛失し、あるいは盗取された時は、ただちに特別委員会に届け出なければならない。
- 5、特別委員会は第7条に基づき、更新手続きを行った者に対し、新たな登録者証を発行する。

(登録の失効)

第9条 当協会認定BFRトレーナーとしての登録は、以下の場合には失効する。

- ・第7条による更新手続きが行われないうまま、有効期限を徒過したとき。
- ・BFRトレーナーが死亡したとき。

(登録の取り消し)

第10条 特別委員会は、以下の場合はBFRトレーナーの登録を取り消すことができる。

- 1、別途定めるBFRトレーナー倫理規定に違反し、本規定第11条ないし14条に基づき、倫理委員会においてBFRトレーナーの資格停止処分が確定したものの。
- 2、犯罪を起し、刑罰が決定されたもの。
- 3、禁治産または準禁治産の宣告を受けたもの。

(懲戒処分)

第11条

- 1、何人も、BFRトレーナーが本規程またはBFRトレーナー倫理規定に違反し、その他非異行為があったときは、特別委員会に対し懲戒処分を請求することができる。
- 2、懲戒処分は以下の3種とする。
 - ① 戒告
 - ② 1週間以上1年以下の業務停止
 - ③ 資格停止

(BFRトレーナー倫理委員会)

第12条

- 1、懲戒の申し立てがあったときは、特別委員会の指名により、当協会の会員及び有識者からなるBFRトレーナー倫理委員会を組織する。
- 2、倫理委員会は、申立人及び被申立人から事情聴取し、その他適当な手段により事実関係を調査し、懲戒処分を決定する。
- 3、前項の懲戒処分にあたって、倫理委員会はその理由を書面により明らかにし当事者に告知しなければならない。

(懲戒処分に対する異議の申立)

第13条

- 1、BFRトレーナーが、前条の規定により懲戒処分を受けたときは、特別委員会に対して、意義の申し立てを行うことができる。
- 2、意義の申し立ては、意義の理由を明らかにして書面を持っておこなわれなければならない。
- 3、前項の異議申し立てがなされたときは、その適否を特別委員会が審査する。

- 4、 特別委員会は前項の審査にあたって、適宜有識者の意見を求め、あるいは一部の委員に調査を委ねることができる。
- 5、 特別委員会は、意義申立に対して意義の却下を決定し、または倫理委員会の決定を取り消して再調査を命じることができる。

(懲戒処分の効力)

第14条

- 1、 懲戒処分が決定し、当事者に告知されたときから14日間が経過したとき、または第13条に基づく異議の申し立てに対し、特別委員会が却下の決定をしたときは、倫理委員会による懲戒処分は決定する。
- 2、 懲戒処分は、前項によって確定した日から効力を発生する。

(本規程の改訂)

第15条 本規程は特別委員会の決定により改訂することができる。

(入会金と会費等)

第16条 会員は、その種別に従い、次の入会金及び会費を納入しなければならない。一度ご入金頂いた会費は返納できませんので、ご了承下さい。

- 1、 資格認定会員 初年度 10万円 (内訳 入会金3万円 + 年会費7万円) 税別
次年度 7万円 (内訳 年会費7万円) 税別

入会金の内訳は、登録事務手数料等が含まれる。

また年会費にはBFRトレーナーの業務上発生した相談案件をスポーツドクターに相談する費用やトラブルについて費用をサポートするための保険料(裁判における弁護士費用のサポートなど)が含まれる。

- 2、 年会費及び年間登録料の計算期間は1年とし、毎年1年分を先払いするものとする。但し、入会初年度の年会費及び年間登録料は、事業年度末までの月割り額と次年度の年会費および年間登録料とを一括して支払うことができるものとする。
- 3、 特別の費用を必要とし、特別委員会の議決により臨時会費を徴収することが決定された場合には、会員は臨時会費を納入しなければならない。

(会員への告知)

第17条 協会の会員への告知は、原則として協会が発行する機関誌、書面又は電子メールにて行うものとする。

第2章 BFRトレーナープロ 会員

(定義)

第18条 BFRトレーナープロは、BFRトレーナーズ協会の定める目的と事業内容を認識し、BFRトレーナープロとして協会事業に協力し、BFRトレーナーを育て、BFRトレーニングを通じて、健康と幸せが溢れる人々の暮らしに貢献する事業の推進者である。

BFRトレーナープロは、協会の呼びかけによって募集されるが、応募においては以下の条券を満たしたものとする。

1. 1年以上のBFRトレーナー経験があり、
BFRトレーナープロの3人以上の推薦があり、協会が認めた者。
2. 健康な人柄であること
3. スポーツの種別は問わないが、選手ならびにトレーナーの経験があること

(BFRトレーナープロの指導(業務))

第19条 BFRトレーナープロは、BFRトレーニングについての専門的な知識に基づいて、BFRトレーナーに対してBFRベルトとそれを使用したトレーニングに関する適切な助言を与え、BFRトレーナーや彼らが指導する顧客の求めるトレーニング成果を得るまでの全てにおいて補佐することを業務とする。

BFRトレーナープロは、以下の事業を行う。

1. BFRトレーナーとしての資質向上を図るための情報提供・交換活動
2. BFRトレーナー教本(テキスト)の編纂への参加
3. BFRトレーナーや一般消費者を対象としたBFRトレーニングに関する普及・啓発セミナー・後援会や相談会等の実施
4. BFRトレーナーの育成
1回 1万円(準備費用)+1万円×人数を協会よりお支払いします。

(入会金と会費等)

第20条 BFRトレーナープロは、次の審査・登録料及び会費を納入しなければならない

- 1、初年度 5万円(内訳: 審査・登録料) 税別
年会費 7万円(内訳 年会費7万円) 税別
年会費には継続セミナー/BFRに関するセミナー、BFRトレーニング指導中の業務

上発生した事故の保険料が含まれる

- 2、 2、年会費及び年間登録料の計算期間は1年とし、毎年1年分を先払いするものとする。
但し、入会初年度の年会費及び年間登録料は、事業年度末までの月割り額と次年度の年会費および年間登録料とを一括して支払うことができるものとする。
一度ご入金頂いた会費は返納できませんので、ご了承下さい。
- 3、 特別の費用を必要とし、特別委員会の議決により臨時会費を徴収することが決定された場合には、会員は臨時会費を納入しなければならない。

第3章 法人会員

(定義 法人会員とは)

第21条 法人会員は、登記されている企業のみが登録できる。5名以上のBFRトレーナーを在籍させなければならない。

(BFRトレーナーの指導(業務))

第21条 法人会員のBFRトレーナーは、法人会員の運営する施設および、企画・運営するイベントのみで、BFRトレーナーとしての業務を遂行することができる。

BFRトレーニングベルトの販売、バーサーカーブランドのサプリメントの販売は、それぞれの企業の運営方針に従うものとする。

(入会金と会費等)

第22条 法人会員である企業は、次の審査・登録料及び会費を納入しなければならない。

1. 初年度 3万円 (内訳: 審査・登録料) 税別
年会費 4万円 (内訳: 年会費4万円) 税別
年会費には継続セミナー/BFRに関するセミナー、BFRトレーニング指導中の業務上発生した事故の保険料が含まれる。
2. 年会費及び年間登録料の計算期間は1年とし、毎年1年分を先払いする。
一度ご入金頂いた会費は返納できませんので、ご了承下さい。
3. 法人会員のBFRトレーナーは、その企業を退職すると同時に、BFRトレーナーの資格は無効となる。

以上